

熊本市公報

第 1377 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 65 号）	1005
○熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第 66 号）	1007
○熊本市天明ホール条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 67 号）	1008

告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 280 号）	1009
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 （精神通院医療）の指定（告示第 281 号）	1010
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 282 号）	1010
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 283 号）	1010
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 284 号）	1011
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 285 号）	1011
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 286 号）	1011
○差押通知書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 287 号）	1012
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 289 号）	1012
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 290 号）	1012
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 291 号）	1012
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 292 号）	1013
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 293 号）	1013
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 294 号）	1013
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 295 号）	1014
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 296 号）	1014
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 297 号）	1014
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 298 号）	1015
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 299 号）	1015
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 301 号）	1015
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 302 号）	1016
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 303 号）	1016
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービ ス事業者の指定（告示第 304 号）	1016
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事 業者の指定（告示第 305 号）	1017
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定（告示第 306 号）	1017

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (告示第 307 号)	1017
○放置自転車の移動及び返還 (告示第 309 号)	1018
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物 (告示第 310 号)	1019
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 311 号)	1019
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 312 号)	1020
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 313 号)	1020
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 314 号)	1020
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 315 号)	1021
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 316 号)	1021
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 317 号)	1021
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 318 号)	1022
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 319 号)	1022
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 320 号)	1022
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 321 号)	1022
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 322 号)	1023
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 323 号)	1023
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 324 号)	1023
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 325 号)	1024
○放置自転車の売却等 (告示第 326 号)	1024
○平成 2 5 年度市県民税納税通知書の公示送達 (告示第 328 号)	1024
○平成 2 5 年度国民健康保険料督促状の公示送達 (告示第 329 号)	1024
○平成 2 5 年度介護保険料督促状の公示送達 (告示第 330 号)	1025
○平成 2 5 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達 (告示第 331 号)	1025
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 332 号)	1025
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 333 号)	1026
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 334 号)	1026
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 335 号)	1026
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 336 号)	1027
○平成 2 6 年度介護保険料納付通知書の公示送達 (告示第 337 号)	1027
○県道の供用開始 (告示第 339 号)	1027
○参加差押通知書の公示送達 (告示第 340 号)	1028
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 341 号)	1028
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 342 号)	1028
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 343 号)	1028
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 344 号)	1029
○地縁による団体の認可 (告示第 345 号)	1029
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 346 号)	1030
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 354 号)	1030
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 355 号)	1030
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 357 号)	1031
○熊本市森林整備計画の変更及び縦覧 (公告第 358 号)	1031
○道路の指定 (公告第 359 号)	1031

○開発行為に関する工事の完了（公告第 361 号）	1032
○開発行為に関する工事の完了（公告第 362 号）	1033
○開発行為に関する工事の完了（公告第 364 号）	1033
○開発行為に関する工事の完了（公告第 365 号）	1033
○開発行為に関する工事の完了（公告第 366 号）	1033
○開発行為に関する工事の完了（公告第 368 号）	1034
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 371 号）	1034
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 372 号）	1035
○熊本市立黒髪乳児保育園の民営化に伴う引受法人の募集（公告第 374 号）	1036
○開発行為に関する工事の完了（公告第 375 号）	1037
○開発行為に関する工事の完了（公告第 378 号）	1037
○開発行為に関する工事の完了（公告第 382 号）	1037
○都市公園の供用開始（公告第 384 号）	1038
○開発行為に関する工事の完了（公告第 386 号）	1038
○開発行為に関する工事の完了（公告第 387 号）	1038
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画策定及び縦覧（公告第 388 号）	1039
○都市公園の供用開始（公告第 389 号）	1039
○開発行為に関する工事の完了（公告第 390 号）	1039
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 11 号）	1039
○住民票の職権消除（中央区告示第 12 号）	1040
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 4 号）	1040
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 34 号）	1040
○熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収区域の決定（上下水道局告示第 35 号）	1041
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 36 号）	1042
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 37 号）	1042
○熊本都市計画下水道事業受益者負担金の平成 26 年度賦課対象区域の決定（上下水道局公告第 27 号）	1042
病 院 局	
○熊本市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 8 号）	1043
○熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（病院局規程第 9 号）	1043
選挙管理委員会	
○熊本市中央区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（中央区選管告示第 10 号）	1044
○熊本市南区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（南区選管告示第 6 号）	1044
農業委員会	
○農業委員会総会の招集（農委公告第 5 号）	1045

人事委員会

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人委規則第 16 号）	1045
○熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 17 号）	1046
○平成 26 年度熊本市職員採用試験（上級職等）の実施（熊本市人事委員会公告第 12 号）	1047
○平成 26 年度熊本市職員採用選考試験（民間企業等経験者）の実施（熊本市人事委員会公告第 13 号）	1048
○平成 26 年度熊本市職員採用選考試験（文化財専門職、薬剤師・管理栄養士・助産師、看護師）の実施（熊本市人事委員会公告第 14 号）	1048

規 則

規 則 第 6 5 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の表中

「記入） 」

を

「記入） 検査日（ 年 月 日）」

に改め、同様式心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）の表中

「

5 人工ペースメーカー	(有 ・ 無)
人工弁移植、弁置換	(有 ・ 無)

」

を

「

- | | | | | | | |
|---|-----------|-------|-------|---|---|----|
| 5 | 人工ペースメーカー | (有・無) | 手術日 (| 年 | 月 | 日) |
| | 人工弁移植、弁置換 | (有・無) | 手術日 (| 年 | 月 | 日) |
- 6 人工ペースメーカーの適応度 (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ)
※ 「不整脈の非薬物治療ガイドライン (2011 年改訂版)」 (2010 年度合同研究班報告) におけるエビデンスと推奨度のグレードについて、当てはまるものに○をしてください。
- 7 身体活動能力 (運動強度) (メッツ) 検査日・判断日 (年 月 日)
※ メッツ値について、症状が変動 (重くなったり軽くなったり) する場合は、症状がより重度の状態 (メッツ値が一番低い値) を記載してください。

」

に改め、同様式ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の状況及び所見 (13 歳以上用) の表及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の状況及び所見 (13 歳未満用) の表中「厚生省エイズ動向委員会、1999」を「厚生労働省エイズ動向委員会、2007」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市身体障害者福祉法施行細則の規定に基づき作成された用紙 (以下「旧用紙」という。) は、平成 26 年 3 月 31 日以前の診断の結果及び意見が記載されたものに限り、同年 6 月 30 日までの間、使用することができる。
- 3 旧用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規 則 第 66 号

平成 26 年 5 月 2 日

熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則

熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和 48 年規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「並びに熊本市富合地区嘱託員設置規則（平成 20 年規則第 71 号）第 3 条第 1 項に規定する団体」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第67号

平成26年5月9日

熊本市天明ホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市天明ホール条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市天明ホール条例施行規則（平成3年規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第8条第2項中「練習」を「、練習」に改める。

別表(1)器具類の表中

「

映写器具類	16mm映写機	1台	3,000円
-------	---------	----	--------

」

を

「

映写器具類	16mm映写機	1台	3,000円
	プロジェクター	1台	1,000円

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第 280 号

平成 26 年 5 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器
計量法施行令第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検査場所
	検査区域（小学校区）
6 月 3 日（火）	春日小学校 体育館玄関前
	春日
6 月 4 日（水）	古町小学校 体育館玄関前
	古町
6 月 5 日（木）	白坪小学校 体育館玄関
	白坪
6 月 9 日（月）	花園児童館 玄関前
	花園
6 月 10 日（火）	京陵中学校 体育館エントランス
	池田・高平台
6 月 11 日（水）	藤園中学校 体育館玄関
	城東

※ 受付時間 午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

- 3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

- ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
- イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
- ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
- エ 特定計量器の数が多いため又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
- オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

※上記のア～エのいずれかに該当する場合は、「所在場所定期検査申請書」を熊本市長へ提出する

(3) 検査期間

平成 26 年 6 月 2 日（月）から平成 26 年 11 月 28 日（金）まで

告 示 第 2 8 1 号

平成 2 6 年 5 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	東本町薬局	熊本市東区東本町 1 - 1	平成 2 6 年 5 月 1 日 ~ 平成 3 2 年 4 月 3 0 日
2	三気堂薬局 八 景水谷店	熊本市北区清水亀井 町 1 9 - 1 0	平成 2 6 年 5 月 1 日 ~ 平成 3 2 年 4 月 3 0 日

告 示 第 2 8 2 号

平成 2 6 年 5 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 9 0 1 0 1 4 8 5	長寿の里デイサービスセンター 認知症対応型通所介護事業所 熊本市西區城山薬師二丁目 1 0 番 1 0 号	社会福祉法人 熊本市社会福祉事 業団 熊本市南区平成一丁目 1 6 番 1 8 号 理事長 奥山 康雄	平成 2 6 年 5 月 1 日	認知症対応 型通所介護
4 3 9 0 1 0 1 4 8 5	長寿の里デイサービスセンター 認知症対応型通所介護事業所 熊本市西區城山薬師二丁目 1 0 番 1 0 号	社会福祉法人 熊本市社会福祉事 業団 熊本市南区平成一丁目 1 6 番 1 8 号 理事長 奥山 康雄	平成 2 6 年 5 月 1 日	介護予防認 知症対応型 通所介護

告 示 第 2 8 3 号

平成 2 6 年 5 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
---------------	-------------	------------------------------	-------	-------------

43601 90740	箱根崎訪問看護ステーション 熊本市北区植木町正清879番地	医療法人滄溟会 熊本市北区植木町正清888番地 理事長 中原 紘嗣	平成26年 5月1日	訪問看護
43601 90740	箱根崎訪問看護ステーション 熊本市北区植木町正清879番地	医療法人滄溟会 熊本市北区植木町正清888番地 理事長 中原 紘嗣	平成26年 5月1日	介護予防訪問 看護

告示第 284 号

平成 26 年 5 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 団体の名称

亀甲中自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「竹迫 俊昂」を「加藤 久光」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町今藤 1 7 3 番地」を「熊本市北区植木町亀甲 4 4 7 番地 8」に改める。

告示第 285 号

平成 26 年 5 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 団体の名称

北部東校区 1 4 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「田中 義光」を「大川 勲」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区梶尾町 1 7 6 7 番地 5」を「熊本市北区梶尾町 1 7 6 6 番地 6」に改める。

告示第 286 号

平成 26 年 5 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山 政史

1 団体の名称

上古閑区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「鹿本郡植木町大字上古閑 4 7 番地から 6 3 0 番地までの区域とする。」を「熊本市北区植木町上古閑 4 7 番地から 6 3 0 番地までの区域とする。」に改める。

(2) 事務所

「鹿本郡植木町大字上古閑 1 1 0 番地」を「熊本市北区植木町上古閑 1 1 0 番地」に改める。

告 示 第 2 8 7 号

平成 2 6 年 5 月 1 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 2 8 9 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

上内田自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「田上 泰寛」を「米村 誠」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区内田町 7 9 2 番地 1」を「熊本市南区内田町 6 5 0 番地」に改める。

告 示 第 2 9 0 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

奥古閑校区第 2 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「甲斐 孝憲」を「積 勝敏」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区奥古閑町 6 7 5 番地」を「熊本市南区奥古閑町 6 7 2 番地」に改める。

告 示 第 2 9 1 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1

項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
赤見区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者
「柴田 眞一」を「園田 正直」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本市南区城南町赤見 2 3 3 番地 2」を「熊本市南区城南町赤見 2 番地」に改める。
 - (3) 事務所の所在地
「熊本市南区城南町赤見 2 3 3 番地 2」を「熊本市南区城南町赤見 2 番地」に改める。

告 示 第 2 9 2 号

平成 26 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
丹生宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者
「水永 朝捷」を「宮部 寿一」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本市南区城南町丹生宮 6 9 5 番地」を「熊本市南区城南町丹生宮 3 2 3 番地」に改める。
 - (3) 事務所の所在地
「熊本市南区城南町丹生宮 6 9 5 番地」を「熊本市南区城南町丹生宮 3 2 3 番地」に改める。

告 示 第 2 9 3 号

平成 26 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
坂本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者
「前田 誠」を「前田 勝」に改める。
 - (2) 代表者の住所
「熊本市南区城南町坂野 4 6 8 番地」を「熊本市南区城南町坂野 5 0 9 番地 2」に改める。

告 示 第 2 9 4 号

平成 26 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称

平野区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「安藤 雅昭」を「園田 和紘」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区城南町坂野 2 0 1 6 番地」を「熊本市南区城南町坂野 2 0 0 7 番地」に改める。

(3) 事務所の所在地

「熊本市南区城南町坂野 2 0 1 6 番地」を「熊本市南区城南町坂野 2 0 0 7 番地」に改める。

告 示 第 2 9 5 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

今自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「久我 正大」を「山村 幸一」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区城南町今吉野 1 1 4 4 番地 1」を「熊本市南区城南町今吉野 1 0 4 7 番地 4」に改める。

(3) 事務所の所在地

「熊本市南区城南町今吉野 1 1 4 4 番地 1」を「熊本市南区城南町今吉野 1 0 4 7 番地 4」に改める。

告 示 第 2 9 6 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

西田尻区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「平江 昭一」を「石井 義浩」に改める。

(2) 代表者の住所

「下益城郡富合町大字西田尻 7 4 7 番地 3」を「熊本市富合町西田尻 8 7 9 番地」に改める。

告 示 第 2 9 7 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

原古閑自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「藤井 良一」を「中内 二郎」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市植木町円台寺761番地」を「熊本市北区植木町円台寺729番地」に改める。

告 示 第 2 9 8 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

停車場自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「武原 良美」を「牛島 康雄」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本県鹿本郡植木町大字荻迫789番地」を「熊本市北区植木町鏡田664番地」に改める。

告 示 第 2 9 9 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

西里校区第13町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「喰田 滋」を「喰田 栄一」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区下硯川町585番地」を「熊本市北区下硯川町686番地」に改める。

告 示 第 3 0 1 号

平成 2 6 年 5 月 7 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4370105 720	ハウス21 株式会社カワハラ 熊本市東区沼山津一丁目15番4号	株式会社カワハラ 熊本市東区沼山津一丁目15番4号 代表取締役 川原 千鶴	平成26年 5月15日	福祉用具貸 与

告 示 第 3 0 2 号

平成 2 6 年 5 月 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 3 2 9 5	サンエス設備機器株式会社 熊本市中央区黒髪一丁目 8 番 3 4 号	サンエス設備機器株式会社 熊本市中央区黒髪一丁目 8 番 3 4 号 代表取締役 佐藤 逸郎	平成 2 6 年 5 月 2 0 日	特定福祉用 具販売

告 示 第 3 0 3 号

平成 2 6 年 5 月 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

色出自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「福田 誠也」を「日ヶ丸 泰行」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市植木町色出 3 3 9 番地」を「熊本市北区植木町色出 3 6 6 番地 2」に改める。

告 示 第 3 0 4 号

平成 2 6 年 5 月 8 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

(1) ジャンプ つばさ

熊本市東区健軍三丁目 2 3 番 1 号 2 階

(2) キラキラスマイル・c a f e

熊本市北区植木町植木 1 1 8 番地 5

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 医療法人社団 友志会

熊本市北区清水新地六丁目 6 番 7 号 長 也寸志

(2) 一般社団法人 S h i n e

熊本市北区植木町植木 1 1 8 番地 5 池上 雄子

3 指定年月日

平成 2 6 年 5 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

- (1) 就労移行支援
 - (2) 就労継続支援A型
- 5 主たる対象とする障害の種類
- (1) 知的障害者、精神障害者、難病患者
 - (2) 特定なし

告 示 第 3 0 5 号

平成 2 6 年 5 月 8 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
相談センターとろく
熊本市東区渡鹿八丁目 1 6 番 6 4 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 肥後自活団
熊本市東区渡鹿八丁目 1 6 番 4 6 号 塘林 恭介
- 3 指定年月日
平成 2 6 年 5 月 1 日
- 4 主たる対象とする障害の種類
特定無し

告 示 第 3 0 6 号

平成 2 6 年 5 月 8 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 2 4 条の 3 7 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
相談センターとろく
熊本市東区渡鹿八丁目 1 6 番 6 4 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
社会福祉法人 肥後自活団
熊本市東区渡鹿八丁目 1 6 番 4 6 号 塘林 恭介
- 3 指定年月日
平成 2 6 年 5 月 1 日

告 示 第 3 0 7 号

平成 2 6 年 5 月 8 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
 - (1) アイ・アートアカデミー・こども発達サポートセンター
熊本市中央区黒髪一丁目 1 2 番 7 号 地建 2 階
 - (2) 熊本市中央児童発達支援ルーム つばめさんくらぶ

熊本市中央区九品寺一丁目 1 3 番 2 0 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 株式会社 アイ・アートアカデミー

熊本市中央区黒髪一丁目 1 2 番 7 号 地建 2 階 井上 美千代

(2) 熊本市

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 幸山 政史

3 指定年月日

平成 2 6 年 5 月 1 日

4 障害児通所支援サービスの種類

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 児童発達支援

告 示 第 3 0 9 号

平成 2 6 年 5 月 8 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 2 6 年 4 月 1 8 日 新水前寺駅西高架下駐輪場、新水前寺駅東高架下駐輪場、東区神園一丁目 6

イ 平成 2 6 年 4 月 2 1 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、並木坂エリア

ウ 平成 2 6 年 4 月 2 2 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、西区春日八丁目 4、並木坂エリア

エ 平成 2 6 年 4 月 2 3 日 健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、中央区水前寺六丁目 3 0

オ 平成 2 6 年 4 月 2 4 日 西区上熊本一丁目 1

カ 平成 2 6 年 4 月 2 5 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、中央区上水前寺二丁目 4

キ 平成 2 6 年 4 月 2 8 日 西区上熊本三丁目 1

ク 平成 2 6 年 4 月 3 0 日 中央区南千反畑町四丁目

ケ 平成 2 6 年 5 月 1 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、水道町エリア、東区東野二丁目 1 1

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 2 6 年 8 月 8 日まで

2 移動・保管台数

自転車 1 9 5 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示

等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 3 1 0 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
4月21日	はり札等	7	大江	4月22日
4月22日	はり札等	2	長嶺	4月23日
4月25日	はり札等	8	四方寄町・城南町	4月26日
4月26日	はり札等	15	近見・白藤・野口	4月27日
	立看板等	7	城山半田	
4月28日	はり札等	10	長嶺・御幸木部	4月29日
5月1日	はり札等	10	八反田・長嶺西・長嶺・水前寺	5月2日
	立看板等	3	長嶺・戸島	
5月2日	はり札等	1	保田窪	5月3日
5月3日	はり札等	7	砂原町・野口	5月4日
	立看板等	15	島町・小島	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）				

告 示 第 3 1 1 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 464	デイサービス花スマレ 熊本市南区砂原町440番地4	NPO法人森の樹 熊本市南区砂原町440番地4 理事長 森 洋子	平成26年 5月8日	通所介護
4370110 464	デイサービス花スマレ 熊本市南区砂原町440番地4	NPO法人森の樹 熊本市南区砂原町440番地4 理事長 森 洋子	平成26年 5月8日	介護予防通所介護

告示第 3 1 2 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

北部東校区 1 4 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「熊本市北区梶尾町 1 6 6 8 番地～1 7 8 6 番地（但し 1 6 7 0 番地～1 6 7 7 番地、1 7 0 9 番地～1 7 3 2 番地、1 7 3 4 番地～1 7 5 6 番地、1 7 7 7 番地～1 7 8 3 番地の区域を除く。）」を「本会の区域は、熊本市北区梶尾町 1 6 6 8 番地から 1 7 8 6 番地及び 1 7 8 8 番地 3 までの区域とする。但し 1 6 7 0 番地から 1 6 7 7 番地、1 7 0 9 番地から 1 7 3 2 番地、1 7 3 4 番地から 1 7 5 6 番地、1 7 7 7 番地から 1 7 8 3 番地の区域を除く。」に改める。

告示第 3 1 3 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

井上区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「小佐井 隆弘」を「小佐井 亮祐」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区改寄町 4 9 2 番地」を「熊本市北区改寄町 1 2 3 番地」に改める。

告示第 3 1 4 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

温泉区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「古川 良輔」を「大橋 健介」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町田底 3 1 4 番地 2」を「熊本市北区植木町田底 3 1 7 番地 5」に改める。

告 示 第 3 1 5 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

大平地区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「村上 光一」を「畠山 信敏」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町平原 5 8 4 番地 1」を「熊本市北区植木町平原 1 2 4 1 番地」に改める。

告 示 第 3 1 6 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

田底校区第 1 慈恩寺自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「平山 東男」を「山崎 威昭」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町米塚 7 7 7 番地 2」を「熊本市北区植木町米塚 1 1 9 1 番地 2」に改める。

告 示 第 3 1 7 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

東葉山自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「中村 知満」を「園田 浩幹」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区四方寄町 1 3 2 番地 1 1 8」を「熊本市北区四方寄町 1 5 6 番地 7」に改める。

(3) 事務所の所在地

「熊本市北区四方寄町 1 3 2 番地 1 1 8」を「熊本市北区四方寄町 1 5 6 番地 7」に改める。

告 示 第 3 1 8 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

亀甲西区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「牧野 孝信」を「牧野 富男」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町亀甲 4 0 9 番地」を「熊本市北区植木町亀甲 3 5 7 番地 2」に改める。

告 示 第 3 1 9 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

桜ヶ丘ニュータウン自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「石塚 明」を「岩崎 政明」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町滴水 2 0 5 番地 1 2」を「熊本市北区植木町滴水 2 0 5 番地 7」に改める。

(3) 主たる事務所の所在地

「熊本市北区植木町滴水 2 0 5 番地 1 2」を「熊本市北区植木町滴水 2 0 5 番地 7」に改める。

告 示 第 3 2 0 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

舟底自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「松山 哲雄」を「松山 隆信」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町豊岡 1 2 5 3 番地」を「熊本市北区植木町轟 2 5 1 3 番地 1」に改める。

告 示 第 3 2 1 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1

項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

草葉区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「井上 美枝子」を「徳本 美智全」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町広住 8 4 9 番地」を「熊本市北区植木町広住 8 5 7 番地」に改める。

告 示 第 3 2 2 号

平成 26 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

鶴自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「永井 富夫」を「宮崎 久伸」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市鶴羽田町 7 9 9 番地 3」を「熊本市北区鶴羽田二丁目 1 4 番 1 2 号」に改める。

告 示 第 3 2 3 号

平成 26 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

尾当自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「大東 和博」を「中山 朝晴」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区改寄町 2 4 0 6 番地 5」を「熊本市北区改寄町 2 5 0 4 番地」に改める。

告 示 第 3 2 4 号

平成 26 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

平野区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「横田 能明」を「清田 浩吉」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町平野 4 1 1 番地 1」を「熊本市北区植木町平野 3 1 5 番地」に改める。

告 示 第 3 2 5 号

平成 2 6 年 5 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

辺田野自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「田尻 直美」を「田尻 博」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町辺田野 9 5 番地」を「熊本市北区植木町辺田野 1 1 4 0 番地」に改める。

告 示 第 3 2 6 号

平成 2 5 年 5 月 9 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 2 6 年 5 月 9 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 8 6 台

告 示 第 3 2 8 号

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

平成 2 5 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 5	市県民税	過 5	平成 2 6 年 6 月 2 日	1 人

告 示 第 3 2 9 号

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成25年度	3月期	527人
	2月期	11人
	1月期	4人
	12月期	2人
	11月期	2人
	10月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年5月21日

告 示 第 3 3 0 号

平成26年5月12日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成25年度	3月期	159人
	2月期	5人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年5月21日

告 示 第 3 3 1 号

平成26年5月12日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成25年度	3月期	7人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年5月21日

告 示 第 3 3 2 号

平成26年5月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

南陽台団地自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「熊本市北区梶尾町 1 1 0 7 番地の 2 から熊本市北区梶尾町 1 1 2 8 番地の 1 5 まで及び熊本市北区梶尾町 1 0 9 8 番地の 2 から 9 までと、熊本市北区梶尾町 1 1 3 4 番地の 5 から 1 5 までと、熊本市北区梶尾町 1 1 3 1 番地の 1 から 7 までの区域」を「熊本市北区梶尾町 1 1 0 7 番地の 2 から 1 8 5 まで、熊本市北区梶尾町 1 1 2 8 番地の 2 から 1 5 まで、熊本市北区梶尾町 1 0 9 8 番地の 2 から 9 まで、熊本市北区梶尾町 1 1 3 4 番地の 5 から 1 5 まで、熊本市北区梶尾町 1 1 3 1 の番地の 1 から 1 0 までの区域」に改める。

告 示 第 3 3 3 号

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

清藤区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「西島 徹」を「村上 光幸」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区富合町清藤 1 0 7 番地」を「熊本市南区富合町清藤 9 3 番地」に改める。

告 示 第 3 3 4 号

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

河内校区第 9 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「潮崎 英文 熊本市西区河内町船津 9 8 2 番地」を「杉野 重幸 熊本市西区河内町船津 1 0 5 2 番地」に改める。

告 示 第 3 3 5 号

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

松尾校区第 5 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「熊本市西区松尾町近津 1 1 - 1」を「熊本市西区松尾町近津 1 3 2 9」に改める。

(2) 代表者の氏名及び住所

「下津 信弘 熊本市西区松尾町近津 1 1 - 1」を「吉村 清一 熊本市西区松尾町近津 1 3 2 9」に改める。

告 示 第 3 3 6 号

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

河内校区第四町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「片山 哲男 熊本市西区河内町河内 2 6 1 4 番地」を「中川 一典 熊本市西区河内町河内 2 3 8 0 番地」に改める。

告 示 第 3 3 7 号

平成 2 6 年 5 月 1 4 日

平成 2 6 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 2 6 年度	介護保険料	4 月期	平成 2 6 年 6 月 2 日	公示送達者 6 5 人 (登載省略)
		5 月期	平成 2 6 年 6 月 2 日	
		6 月期	平成 2 6 年 6 月 3 0 日	
		7 月期	平成 2 6 年 7 月 3 1 日	

告 示 第 3 3 9 号

平成 2 6 年 5 月 1 5 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
一般県道	瀬田熊本線	中央区新屋敷一丁目 2 番 3 9 地先から 中央区井川淵町 1 番 3 5 地先まで	平成 2 6 年 5 月 1 5 日

告 示 第 3 4 0 号

平成 26 年 5 月 15 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 86 条第 4 項の規定に基づく参加差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

国税徴収法第 86 条第 4 項に基づく参加差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

1 人

告 示 第 3 4 1 号

平成 26 年 5 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

大井区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「丸内 東光」を「佛田 卓穂」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本県鹿本郡植木町大字大井 500 番地」を「熊本市北区植木町大井 450 番地」に改める。

告 示 第 3 4 2 号

平成 26 年 5 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

味取自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「小田 干城」を「原 幸治」に改める。

告 示 第 3 4 3 号

平成 26 年 5 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

停車場自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「鹿本郡植木町大字荻迫 50 番地 3 から荻迫 809 番地まで、大字鑑田 587 番地から鑑田 769 番地 1 までの区域とする。」を「熊本市北区植木町荻迫 50 番地 3 から荻迫 809 番地まで、

鑑田 5 8 7 番地から鑑田 7 6 9 番地 1 までの区域とする。」に改める。

(2) 主たる事務所の所在地

「熊本県鹿本郡植木町大字荻迫 6 2 番地 1」を「熊本県熊本市北区植木町荻迫 6 2 番地 1」に改める。

告 示 第 3 4 4 号

平成 2 6 年 5 月 1 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

原古閑自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市植木町円台寺 1 4 4 番地から 7 7 2 番地まで、熊本市植木町上古閑 3 3 番地 1 から 1 0 0 番地までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町円台寺 1 4 4 番地から 7 7 2 番地まで、熊本市北区植木町上古閑 3 3 番地 1 から 1 0 0 番地までの区域とする。」に改める。

(2) 主たる事務所の所在地

「熊本市植木町円台寺 7 5 1 番地 2」を「熊本市北区植木町円台寺 7 5 1 番地 2」に改める。

告 示 第 3 4 5 号

平成 2 6 年 5 月 1 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第 1 0 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称

御幸木部中央公民館

2 規約に定める目的

本会は、良好な地域社会の維持形成を図り、明るい住みよい町づくりを支援することを目的として組織し、以下の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 文化、広報、渉外活動他、他本会の目的達成のために必要な事項。
- (3) ボランティア活動、福祉活動等に関する協力・助成。
- (4) 当該施設の財産保持と維持管理に関すること。

3 区域

本会の区域は、熊本市南区御幸木部七丁目 1 6 番 1 6 号、同御幸木部一丁目 4 番 3 5 号及び 1 6 番 1 4 号、1 6 号、同御幸木部二丁目 1 番～1 3 番全域、同御幸木部町 4 1 8 番、同御幸木部三丁目 1 番～2 番全域、3 番 3 号～2 4 号、5 番～2 0 番全域の区域とする。

4 事務所

本会の事務所は、熊本市南区御幸木部二丁目 4 5 6 番 2（木部中央公民館）に置く。

5 代表者の氏名及び住所

後藤 孝一

熊本市南区御幸木部三丁目 9 番 4 8 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無し

7 代理人の有無

無し

8 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 26 年 5 月 12 日

告示第 346 号

平成 26 年 5 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

色出自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市植木町色出 1 番地から熊本市植木町色出 1363 番地及び熊本市植木町米塚 972 番地 2、1203 番地 1、1205 番地 3 までの区域とする。但し、熊本市植木町色出 1106 番地を除く。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町色出 1 番地から熊本市北区植木町色出 1363 番地及び熊本市北区植木町米塚 972 番地 2、1203 番地 1、1205 番地 3 までの区域とする。但し、熊本市北区植木町色出 1106 番地を除く。」に改める。

(2) 主たる事務所の所在地

「熊本市植木町色出 360 番地 2」を「熊本市北区植木町色出 360 番地 2」に改める。

公 告

公告第 354 号

平成 26 年 5 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町鞍掛字諏訪原 1519 番、1521 番 4、1522 番 1、1522 番 5
3,022.50 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町鞍掛 1522 番地 1

社会福祉法人 心和会

理事 濱坂 浩一郎

公告第 355 号

平成 26 年 5 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町鞍掛字諏訪原 1 5 2 1 番 1、1 5 2 2 番 4
5 6 8. 3 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町鞍掛 1 5 2 2 番地 1
社会福祉法人 心和会
理事 濱坂 浩一郎

公 告 第 3 5 7 号
平成 2 6 年 5 月 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区太郎迫町字南尾迫 3 7 番 1 8（仮地番）
4 9 8. 4 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区下碓川町
氏名 登載省略

公 告 第 3 5 8 号
平成 2 6 年 5 月 2 日

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条第 5 項の規定に基づき策定した熊本市森林整備計画の一部を同法第 1 0 条の 6 第 2 項の規程に基づき変更するので、同法第 1 0 条の 6 第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により、熊本市森林整備計画（案）を一般の縦覧に供する。

なお、熊本市森林整備計画（案）に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに熊本市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所
熊本市役所農水商工局農商工連携推進課
- 2 縦覧期間
自 平成 2 6 年 5 月 2 日
至 平成 2 6 年 5 月 2 6 日

公 告 第 3 5 9 号
平成 2 6 年 5 月 2 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による指定をしたので、同法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項に基づき次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定番号	指定年月日	道路の位置	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
熊本市指令（建指）					

H25-4-1	平成26年 3月24日	西区花園五丁目795番 地先～池亀町686番2 地先	花園池亀線	16.0m～ 31.0m	380m
			野口清水線	25.0m～ 27.0m	195m
H25-4-2	平成26年 3月24日	西区花園五丁目596番 1地先～717番地先	花園池亀線	16.8m～ 32.4m	306m
H25-4-3	平成26年 3月24日	西区花園二丁目53番地 先～花園五丁目355番 1地先	花園池亀線	14.7m～ 19.0m	290m
H25-4-4	平成26年 3月24日	西区花園五丁目557番 1～上熊本二丁目602 番10地先	上熊本駅西口線	16.0m～ 36.8m	485m
H25-4-5	平成26年 3月24日	西区島崎六丁目189番 地先～花園三丁目594 番3地先	池田町花園線	25.0m～ 29.2m	545m
H25-4-6	平成26年 3月24日	西区上熊本二丁目770 番地先～花園四丁目81 番1地先	池田町花園線	25.0m～ 53.7m	566m
			上熊本細工町線	19.0m～ 25.0m	227m
			戸坂花園線	5.7m～ 18.7m	32m
			花園池亀線	20.0m～ 42.9m	188m

公告第361号

平成26年5月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山半田二丁目347番1、347番2
295.62平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区近見八丁目
氏名 登載省略

公 告 第 3 6 2 号

平成 2 5 年 5 月 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区榎木一丁目 1 2 0 2 番 1
1, 1 8 5. 5 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区榎木五丁目 1 5 番 1 号
有限会社 トクヤ装業
代表取締役 安田 要

公 告 第 3 6 4 号

平成 2 6 年 5 月 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中原町字上白地 6 0 0 番
9 6 8. 9 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区中原町
氏名 登載省略

公 告 第 3 6 5 号

平成 2 6 年 5 月 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区奥古閑町字極領 3 9 1 2 番、3 9 1 3 番
4 9 2. 2 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区清水新地五丁目
氏名 登載省略

公 告 第 3 6 6 号

平成 2 6 年 5 月 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区内田町字東築籠 2 0 1 3 番 1、同町字屋敷 2 4 0 8 番 2、2 4 1 2 番
3 4 1. 0 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区内田町
氏名 登載省略

公 告 第 3 6 8 号
平成 2 6 年 5 月 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町岩野字永野 2 0 6 4 番 1、2 0 6 8 番 1、2 0 7 1 番 2 及び里道 2、2 6 3. 1 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町大和
氏名 登載省略

公 告 第 3 7 1 号
平成 2 6 年 5 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 6 年 9 月 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス熊本インターショッピングセンター
熊本市東区石原一丁目 2 4 5 番 1 号 外 1 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ミスターマックス熊本インターショッピングセンター	ミスターマックス熊本インターショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ミスターマックス	代表取締役社長 平野 能章	福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
4 小売業者 未定		

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ミスターマックス	代表取締役社長 平野 能章	福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
株式会社ワッツ	代表取締役 平岡 史生	大阪市中央区城見一丁目 4 番 7 0 号

株式会社チヨダ	代表取締役社長 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四丁目 3 9 番 8 号
---------	------------------	---------------------------

- 3 変更の年月日
平成 18 年 3 月 1 日
- 4 変更する理由
店舗名称及び小売業者が確定したため
- 5 届出年月日
平成 26 年 4 月 28 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
- (2) 縦覧期間
平成 26 年 5 月 9 日から平成 26 年 9 月 9 日まで

公 告 第 3 7 2 号

平成 26 年 5 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 26 年 9 月 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス熊本インターショッピングセンター
熊本市東区石原一丁目 2 4 5 番 1 号 外 1 筆
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
- (変更前)
- | | | | |
|-----------|--------|-------|----------|
| 駐車場 No. 1 | A 棟建物内 | 268 台 | |
| 駐車場 No. 2 | A 棟南側 | 384 台 | 合計 652 台 |
- (変更後)
- | | | | |
|-----------|--------|-------|----------|
| 駐車場 No. 1 | A 棟建物内 | 236 台 | |
| 駐車場 No. 2 | A 棟南側 | 319 台 | 合計 555 台 |
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
- (変更前)
- | | | | |
|-----------|-------|-------|----------|
| 駐輪場 No. 1 | A 棟南側 | 105 台 | |
| 駐輪場 No. 2 | B 棟南側 | 10 台 | 合計 115 台 |
- (変更後)
- | | | | |
|-----------|--------|------|---------|
| 駐輪場 No. 1 | A 棟南側 | 10 台 | |
| 駐輪場 No. 2 | B 棟南側 | 16 台 | |
| 駐輪場 No. 3 | A 棟建物内 | 10 台 | 合計 36 台 |
- 3 変更の年月日
平成 26 年 12 月 29 日
- 4 変更する理由

経営環境に対応した営業政策のため

5 届出年月日

平成26年4月28日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成26年5月9日から平成26年9月9日まで

公告第374号

平成26年5月9日

熊本市立黒髪乳児保育園の民営化に伴う引受法人の募集にあたり、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 民営化の手法

現在地において、現状の黒髪乳児保育園を引継ぎ、保育を実施するもの。

(1) 土地

熊本市財産規則（昭和39年規則第52号）等の規定に基づき、有償で貸与

(2) 建物及び備品

無償で譲渡

2 民営化対象施設の概要

(1) 名称 熊本市立黒髪乳児保育園

(2) 所在地 熊本市中央区黒髪二丁目36-33

(3) 定員 60名

(4) 現員 34名（平成26年4月1日現在）

(5) 施設概要

ア 土地

・地番 熊本市中央区黒髪二丁目827

・面積 633.11㎡

・地目 宅地

イ 建物

・構造 鉄筋コンクリート造

・面積 360.52㎡

・階数 平屋

・建築年 昭和53年3月31日

3 応募資格

既設の社会福祉法人及び学校法人又は社会福祉法人を新たに設立する者

4 応募条件等

(1) 開設時期 平成28年4月1日

(2) 引受条件 別紙のとおり（登載省略）

5 応募手続き

(1) 募集要項等の配付

ア 期間 平成26年5月9日（金）から平成26年6月27日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 熊本市健康福祉子ども局保育幼稚園課（市役所本庁舎10階）

エ 配布物 募集要項等

※ 募集要項及び申請様式は、市ホームページからダウンロード可能

(2) 説明会の実施について

ア 日時 平成26年5月18日(日) 午前10時から

イ 場所 黒髪乳児保育園

(3) 応募書類の受付及び提出書類

ア 期間 平成26年6月30日(月)から平成26年7月4日(金)まで

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所熊本市健康福祉子ども局保育幼稚園課(市役所本庁舎10階)

エ 提出部数 9部(正本1部・副本8部) ※副本はコピー可

公告第375号

平成26年5月9日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区南高江6丁目277番1

1,039.67平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区尾ノ上一丁目5番20号

株式会社 南栄開発

代表取締役 斉藤 忠

公告第378号

平成26年5月12日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町田底字八郎丸520番1

487.32平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町米塚

氏名 登載省略

公告第382号

平成26年5月13日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺東二丁目1735番3、1735番6、1735番1の一部

1,284.42平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区尾ノ上一丁目5番20号

株式会社 南栄開発
代表取締役 斉藤忠

公 告 第 3 8 4 号
平成 2 6 年 5 月 1 4 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・661	山ノ神二丁目中央公園	東区山ノ神二丁目3404番17
2・662	桜木六丁目東公園	東区桜木六丁目339番17外
2・663	出水六丁目東公園	中央区出水六丁目325番4外

2 供用開始の期日

平成 2 6 年 5 月 1 4 日

公 告 第 3 8 6 号
平成 2 6 年 5 月 1 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区武蔵ヶ丘九丁目 1 6 2 1 番 1 9、1 6 2 1 番 2 1、1 6 2 7 番 1 の一部
1, 5 3 7. 1 3 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区武蔵ヶ丘六丁目
氏名 登載省略

公 告 第 3 8 7 号
平成 2 6 年 5 月 1 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区小糸山町字向原 6 8 7 番 3、同小糸山町字相迫 6 8 8 番 6、6 8 8 番 7、6 9 2 番 2、6 9 2 番 3 及び水路の一部
1, 8 0 2. 4 7 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区春日五丁目
氏名 登載省略

公告 第 3 8 8 号

平成 2 6 年 5 月 1 5 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度熊本市農用地利用集積計画第 2 号を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告 第 3 8 9 号

平成 2 6 年 5 月 1 5 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局北部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・664	武蔵ヶ丘九丁目西公園	北区武蔵ヶ丘九丁目1631番5
2・665	山室一丁目公園	北区山室一丁目86番4外

2 供用開始の期日

平成 2 6 年 5 月 1 5 日

公告 第 3 9 0 号

平成 2 6 年 5 月 1 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺南七丁目 1 8 1 5 番 1 2

2 3 7. 6 0 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺東二丁目

氏名 登載省略

中 央 区

中央区告示第 1 1 号

平成 2 6 年 5 月 2 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 4 月 2 5 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 湊 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 1 2 号

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 5 月 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

西 区

西区告示第 4 号

平成 2 6 年 5 月 1 2 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 5 月 7 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 3 4 号

平成 2 6 年 5 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 2 6 年 5 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 2 6 年 5 月 1 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 中部処理区
西区池田四丁目の一部
 - (2) 東部処理区
東区江津一丁目、東区鹿埴瀬町、東区佐土原二丁目、東区佐土原三丁目、南区田井島三丁目、南区良町一丁目及び南区良町四丁目の各一部
 - (3) 南部処理区
南区野口三丁目、南区八分字町及び南区土河原町の各一部
 - (4) 西部処理区
西区池上町、西区島崎六丁目、西区小島三丁目、西区小島四丁目、西区小島九丁目、西区沖新町及び西区上代一丁目の各一部
 - (5) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区龍田七丁目、北区山室一丁目、北区下硯川一丁目及び北区龍田陳内一丁目の各一部
 - (6) 植木処理区
北区植木町岩野、北区植木町広住、北区植木町滴水、北区植木町舞尾及び北区植木町植木の各

一部

- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 中部処理区
西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号
中部浄化センター
 - (2) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番
東部浄化センター
 - (3) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
 - (4) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター
 - (5) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター
 - (6) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 35 号

平成 26 年 5 月 1 日

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成 17 年条例第 26 号）に基づく区域外流入に係る分担金の徴収区域を決定したので、同条例第 3 条の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、平成 26 年 5 月 1 日から同月 14 日まで熊本市上下水道局給排水設備課に備え付けて、一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 徴収区域

西区	小島二丁目、上代五丁目及び中島町の各一部
南区	城南町宮地、近見八丁目、近見九丁目、富合町清藤、富合町平原、富合町廻江、富合町南田尻、御幸西三丁目及び良町五丁目の各一部
北区	植木町岩野、植木町植木、植木町広住、鹿子木町、下硯川一丁目、鶴羽田五丁目及び貢町の各一部

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局給排水設備課（熊本市上下水道局本館 1 階）

3 縦覧書類

平成 26 年徴収区域地番一覧

上下水道局告示第 36 号

平成 26 年 5 月 7 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 473 号	熊本市北区榎木三丁目 1 番 121-5 号 有限会社佐藤管工技研 取締役 佐藤 末秋	平成 26 年 4 月 30 日
		営業所の移転

上下水道局告示第 37 号

平成 26 年 5 月 14 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 179 号	熊本市東区山ノ神二丁目 10 番 1 号 株式会社明誠設備 代表取締役 塚本 光輝	平成 26 年 5 月 7 日
		代表者の異動

上下水道局公告第 27 号

平成 26 年 5 月 1 日

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 50 年条例第 46 号）に基づく受益者負担金の平成 26 年度賦課対象区域を定めたので、同条例第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

その関係書類は、平成 26 年 5 月 1 日から同月 14 日まで熊本市上下水道局給排水設備課に備え付けて、一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 賦課対象区域

中央区	出水七丁目及び出水八丁目の各一部
東区	画図町大字重富、画図町大字所島、画図東一丁目、江津一丁目、江津二丁目、小山三丁目、小山五丁目、鹿埴瀬町、佐土原三丁目、下江津五丁目、戸島本町、戸島一丁目、戸島三丁目、戸島四丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、戸島七丁目、戸島西一丁目、戸島西二丁目、戸島西三丁目、戸島西四丁目、戸島西五丁目、平山町及び弓削町の各一部
西区	池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、沖新町、小島三丁目、小島五丁目、春日七丁目、上代一丁目、上代四丁目、上代五丁目、上代七丁目、上代十丁目、上高橋一丁目、島崎三丁目、島崎五丁目、島崎六丁目、島崎七丁目、城山下代三丁目、城山半田一丁目、城山半田二丁目、城山半田三丁目、高橋町二丁目、谷尾崎町、戸坂町、中島町、中原町、松尾町上松尾及び横手五丁目の各一部

南区	荒尾一丁目、合志四丁目、白藤五丁目、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田、砂原町、田井島三丁目、近見六丁目、富合町榎津、富合町清藤、富合町志々水、富合町杉島、富合町田尻、富合町廻江、野口二丁目、野口三丁目、八分字町、御幸笛田町、御幸笛田六丁目、元三町二丁目、良町一丁目及び田井島南土地区画の各一部
北区	和泉町、植木町岩野、植木町植木、植木町田底、植木町広住、梶尾町、釜尾町、楠六丁目、楠野町、下硯川町、下硯川一丁目、下硯川二丁目、龍田一丁目、龍田五丁目、龍田七丁目、龍田町弓削、龍田弓削一丁目、楡木三丁目、貢町、明徳町及び植木中央土地区画の各一部

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局給排水設備課（熊本市上下水道局本館 1 階）

3 縦覧書類

平成 26 年度賦課対象区域地番一覧

病 院 局

病院局 規程 第 8 号

平成 26 年 4 月 1 日

熊本市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成 21 年病院局規程第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項中「第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める感染症並びに管理者が」を「第 6 条第 2 項若しくは第 3 項に定める感染症又は管理者が」に改める。

別表 5 の項中「職員及び管理者が」を「職員又は管理者が」に改める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

病院局 規程 第 9 号

平成 26 年 5 月 1 日

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務決裁規程（平成 21 年病院局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 9 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰下げる。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（機能支援部副部長専決事項）

第 8 条 次の事項は、機能支援部副部長の専決とする。

- (1) 3,500 万円未満の委託に関する事（機能支援部に係ることに限る。）。)
- (2) 1,000 万円未満の物件、労力その他の供給に関する事（機能支援部に係ることに限る。）。)
- (3) 定例による所管事業施行上の宣伝及び広告に関する事。
- (4) 定例的な所管事務に係る事務事業の実施に関する事。
- (5) 定例的な所管事務に係る経由、通達、申請、報告、照会、統計、調査、届出、回答、通知並び

に許可及びその取り消しに関すること。

(6) 所属職員の事務分担及び旅行命令に関すること。

(7) 服務に関すること。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会

中選管告示第 10 号

平成 26 年 5 月 8 日

熊本市中央区選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

熊本市中央区選挙管理委員会委員長 嶋 田 幾 雄

熊本市中央区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

熊本市中央区選挙管理委員会規程（平成 24 年中選管告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「首席総務審議員、総務審議員」を「首席審議員、審議員」に改める。

第 16 条第 5 項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に改め、同条第 6 項中「総務審議員」を「審議員」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 主幹は、次に掲げる職務を行う。

(1) 直属上司の命を受け、事務局の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わること。

(2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 16 条第 8 項を次のように改める。

8 参事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わること。

(2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 18 条第 2 項中「補佐」の次に「（補佐を置かない場合にあつては、主幹（主査を兼ねるものに限る。））」を加え、同条第 3 項中「副事務局長、補佐とも」を「前項に規定する場合において、代決する者」に改める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

南選管告示第 6 号

平成 26 年 5 月 9 日

熊本市南区選挙管理委員会規程（平成 24 年選管告示第 45 号）の一部を次のように改正する。

熊本市南区選挙管理委員会委員長 西 本 清

第 15 条第 2 項中「首席総務審議員、総務審議員」を「首席審議員、審議員」に改める。

第 16 条第 5 項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に改め、同条第 6 項中「総務審議員」を「審議員」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 主幹は、次に掲げる職務を行う。

(1) 直属上司の命を受け、事務局の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わること。

(2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 16 条第 8 項を次のように改める。

8 参事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わること。

(2) 直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行すること。

第 18 条第 2 項中「補佐」の次に「（補佐を置かない場合にあつては、主幹（主査を兼ねるものに限る。））」を加え、同条第 3 項中「副事務局長、補佐とも」を「前項に規定する場合において、代決する者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 5 号

平 成 2 6 年 5 月 2 日

熊本市農業委員会総会会議規則第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

1 日時 平成 26 年 5 月 8 日（木）午後 3 時

2 場所 市役所 1 4 階大ホール

3 議題

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請

第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2 号）

第 5 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 1 6 号

平 成 2 6 年 5 月 1 2 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成 6 年人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長事務部局の項中「、主査 資産マネジメント推進室長」を「、主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

人 委 規 則 第 1 7 号

平 成 2 6 年 5 月 1 2 日

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本市管理職員特別勤務手当支給規則（平成 6 年人委規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）別表第 3 に掲げる課及びかい等（コンプライアンス推進室、男女共生推進室、社会保障・税番号制度推進室、特別滞納対策室、精神保健福祉室、一時保護所、温暖化対策室、事業ごみ対策室、企業立地推進室、担い手推進室、国際室、マイス推進室、にぎわい推進室、埋蔵文化財調査室、建築審査室、鉄道高架関連整備室、建築物安全推進室、建築保全室及び自転車対策室を除く。）の長並びに市立高等学校事務長、学校給食共同調理場長及び植木図書館長で職務の級が 5 級の職員

」

を

「

熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）別表第 3 に掲げる課及びかい等（コンプライアンス推進室、男女共生推進室、社会保障・税番号制度推進室、特別滞納対策室、精神保健福祉室、一時保護所、温暖化対策室、事業ごみ対策室、企業立地推進室、担い手推進室、国際室、マイス推進室、にぎわい推進室、埋蔵文化財調査室、建築審査室、鉄道高架関連整備室、建築物安全推進室、建築保全室及び自転車対策室を除く。）の長及び熊本市区役所等事務決裁に関する訓令第 5 条に規定するかいの長並びに農業委員会事務局西区分室長、農業委員会事務局南区分室長、農業委員会事務局北区分室長、教育委員会事務局教育相談室長、市立高等学校事務長、学校給食共同調理場長及び植木図書館長で職務の級が 5 級の職員

」

に改める。

第 2 条 熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

別表中

「

熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）別表第 3 に掲げる課及びかい等（コンプライアンス推進室、男女共生推進室、社会保障・税番号制度推進室、特別滞納対策室、精神保健福祉室、一時保護所、温暖化対策室、事業ごみ対策室、企業立地推進室、担い手推進室、国際室、マイス推進室、にぎわい推進室、埋蔵文化財調査室、建築審査室、鉄道高架関連整備室、建築物安全推進室、建築保全室及び自転車対策室を除く。）の長及び熊本市区役所等事務決裁に関する訓令第 5 条に規定するかいの長並びに農業委員会事務局西区分室長、農業委員会事務局南区分室長、農業委員会事務局北区分室長、教育委員会事務局教育相談室長、市立高等学校事務長、学校給食共同調理場長及び植木図書館長で職務の級が 5 級の職員

」

を

「

熊本市事務決裁に関する訓令（平成 8 年訓令第 3 号）別表第 3 に掲げる課及びかい等（コンプライアンス推進室、男女共生推進室、社会保障・税番号制度推進室、特別滞納対策室、資産マネジメント推進室、精神保健福祉室、一時保護所、温暖化対策室、事業ごみ対策室、企業立地推進室、担い手推進室、国際室、マイス推進室、にぎわい推進室、埋蔵文化財調査室、建築審査室、鉄道高架関連整備室、建築物安全推進室、建築保全室及び自転車対策室を除く。）の長及び熊本市区役所等事務決裁に関する訓令第 6 条に規定するかいの長並びに農業委員会事務局西区分室長、農業委員会事務局南区分室長、農業委員会事務局北区分室長、教育委員会事務局教育相談室長、市立高等学校事務長、学校給食共同調理場長及び植木図書館長で職務の級が 5 級の職員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定中「並びに」を「及び熊本市区役所等事務決裁に関する訓令第 5 条に規定するかいの長並びに農業委員会事務局西区分室長、農業委員会事務局南区分室長、農業委員会事務局北区分室長、教育委員会事務局教育相談室長、」に改める部分については平成 24 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

熊本市人事委員会公告第 12 号

平成 26 年 5 月 1 日

平成 26 年度熊本市職員採用試験案内（上級職等）について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 26 年度熊本市職員採用試験（上級職等）
- 2 申込期間 平成 26 年 5 月 13 日（火）から平成 26 年 5 月 22 日（木）まで
インターネットによる申込は平成 26 年 5 月 13 日（火）から平成 26 年 5 月 21 日（水）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試 験 区 分	職 種	採 用 予 定 者 数	
上 級 職	事 務 職	56 人程度	
	社 会 福 祉 職	3 人程度	
	技 術 職	木 造 建 築 機 械 化 学	15 人程度
		建 築	3 人程度
		機 械	5 人程度
		電 気	11 人程度
免 許 資 格 職 (上 級 職)	保 健 師	3 人程度	
消 防 職	上 級 消 防 職	25 人程度	

4 試験案内配布場所

- (1) 熊本市役所本庁舎（1 階総合案内、13 階人事委員会事務局）

- (2) 熊本市各区役所
- (3) 熊本市各総合出張所及び各出張所
- (4) 熊本市消防局
- (5) 熊本市東京事務所
- (6) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
- (7) 熊本市市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）

熊本市人事委員会公告第 13 号

平成 26 年 5 月 1 日

平成 26 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 26 年度熊本市職員採用選考試験
（文化財専門職、薬剤師・管理栄養士・助産師、看護師）
- 2 申込期間 平成 26 年 5 月 13 日（火）から平成 26 年 5 月 22 日（木）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職 種	採用予定者数
上 級 職	文化財専門職	5 人程度
免 許 資 格 職 （ 上 級 職 ）	薬剤師	2 人程度
	管理栄養士	1 人程度
	助産師	4 人程度
免 許 資 格 職 （ 中 級 職 ）	看護師Ⅰ（実務経験者対象）	20 人程度
	看護師Ⅱ	10 人程度

- 4 試験案内配布場所
 - (1) 熊本市役所本庁舎（1 階総合案内、13 階人事委員会事務局）
 - (2) 熊本市各区役所
 - (3) 熊本市各総合出張所及び各出張所
 - (4) 熊本市東京事務所
 - (5) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
 - (6) 熊本市市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）

熊本市人事委員会公告第 14 号

平成 26 年 5 月 1 日

平成 26 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 26 年度熊本市職員採用選考試験（民間企業等経験者）
- 2 申込期間 平成 26 年 5 月 13 日（火）から平成 26 年 5 月 22 日（木）まで
- 3 職種、採用予定者数

職 種	採 用 予 定 者 数
事 務 職	5 人程度
技 術 職 （ 土 木 ）	5 人程度
技 術 職 （ 建 築 ）	2 人程度

4 試験案内配布場所

- (1) 熊本市役所本庁舎（1階総合案内、13階人事委員会事務局）
- (2) 熊本市各区役所
- (3) 熊本市各総合出張所及び各出張所
- (4) 熊本市東京事務所
- (5) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
- (6) 熊本市市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）